

# 有料職業紹介に関する基本契約書

本書は職業安定法に基づく民営有料職業紹介事業に関する契約書として、XXXXXXXXXX（以下、「甲」という。）と、有限会社e-works（以下、「乙」という。）との間に締結され、甲の人材採用に関し、甲の乙に対する人材紹介業務の委託を目的として、下記のとおり事項を証する契約とする（以下「本契約」という。）

## （目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲が必要とする人材採用に関するコンサルティング及び人材紹介業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙は、これを受託する。

## （労働条件の明示）

第2条 甲は、紹介を依頼するにあたり、その依頼する人材に係る労働条件（職業安定法第5条の3第項に定める事項を含む）を乙の様式による求人票により明示する。ただし、乙が希望する場合は、この内容を電子メール等により明示することができる。

## （人材の紹介）

第3条 乙は、前条の労働条件及び甲が当該労働条件として明示した職務要件（以下、求人条件という。）に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた（採用を決定した）場合、当該人材（以下、「丙」という。）に、あらためて別紙の労働条件明示書を丙に明示するものとする。ただし、当該人材が希望する場合は、この内容を電子メール等により明示することができる。

## （選考・採用）

第4条 甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考し適任と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件等に基づき採用を決定する。また、甲は、当該採用決定の事実を乙の指定する採用内定通知書にて乙に通知する。

2 甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考し不採用とした場合には、その事実を乙の指定する不採用通知書にて乙に通知する。

3 甲は、乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し直ちに当該採用決定の事実及び労働条件（賃金、労働時間、業務内容等、甲と採用決定者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限らない。）を書面により通知しなければならない。

## （紹介手数料）

第5条 乙が甲より受け取る手数料として、求人受付手数料、一次審査（書類審査等）手数料、面接料及びインターネット上求人広告料は無料とし、乙の紹介した求職者を甲が採用した場合のみ、乙は、その介添えの有無に関わらず、甲から紹介手数料を申し受けることとする。

2 甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。また、乙は、甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

(紹介手数料に係る請求書等)

第6条 乙は、本件報酬の発生した日に属する月の末日付けで甲に対し報酬の支払いを請求する。

2 紹介手数料の請求方法等の詳細については、別途覚書を取り交わすものとする。

(本件報酬額の見直し)

第7条 採用決定者の入社後に、甲と採用決定者が採用決定時に締結した雇用に関する契約(以下「本件雇用契約」という。)に含まれない業務が発生した場合、又は本件雇用契約に定めた時間を超えて労働時間を定める必要が生じた場合、甲乙及び採用決定者は協議の上、新たな賃金の額その他の労働条件を決定し、本件雇用契約を変更する。

2 採用決定者の入社後1年以内に前項の本件雇用契約が変更された場合、甲は採用決定者の賃金変更に応じ、本件報酬の額を再算定し、その差額(以下「追加報酬」という)を支払うものとする。

3 前項の場合、甲は本件報酬の額の再算定後速やかに乙に対し、追加報酬の請求を行う。この場合、追加報酬の支払いは、前条規定を準用する。

(特命事項)

第8条 本書の規定にかかわらず、甲が特に指名する人材に関し、乙が本件業務を行う場合等、特命事項についての本件報酬の発生及び額等に関しては、甲及び乙にてその都度定める。この場合、甲の乙に対する本件業務にかかわる費用の前払い請求を定めることも妨げられないものとする。

(短期退職時の手数料の返還義務)

第9条 採用決定者が、入社辞退や自己都合により、または就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、6か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、甲の採用決定者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の理由にて退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。

2 採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。また、丙が前記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合にも紹介手数料の返還は行わないものとする。

3 紹介手数料を毎月分割請求契約の場合は、ご紹介者の退職月迄の請求とし、紹介手数料返還は行わないものとする。

(1) 入社後1週間未満の場合：本件報酬の100%

(2) 入社後1か月未満の場合：本件報酬の80%

(3) 入社後2か月未満の場合：本件報酬の60%

(4) 入社後3か月未満の場合：本件報酬の40%

(5) 入社後3か月以上6か月未満の場合：本件報酬の20%

(6) 入社後6か月以上の場合：返還なし

(個人情報保護及び秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関して得られた甲に関する情報および乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む。）の個人情報を漏洩させないよう、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外に使用をすることを禁止する。

2 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ適正に廃棄をしなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲及び乙は、自ら又は甲及び乙の役員（実質的に経営を支配するものを含む）従業員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な方法による要求をすること
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
- (4) 風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害する事
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合は、何らかの催告を要することなく、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。

4 甲及び乙は、前項に基づき契約を解除したことにより相手方に発生した障害については、賠償責任を負わない。

(合意管轄)

第12条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方はお互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

(有効期間)

第14条 この契約の有効期間は契約締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも特段の申し入れがないときは、さらに1年間同条件で更新し、以後も同様とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各々1通所有する。

令和 年 月 日

甲

乙 北海道恵庭市京町80番地

有限会社 e-works



許可番号 01-ユ-300083